

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 平成 30 年 11 月 12 日

東京都作業部会確認年月日 平成 30 年 11 月 14 日

(契約変更に伴う再確認 令和 3 年 3 月 17 日)

事業名 トライアスロンプラットフォームの製作業務委託

案件名 同上

確認の視点		組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業は「仮設等のインフラ整備」であり、都が負担することは大枠合意に基づくものである。 ・本事業は、トライアスロン競技実施に必要なものであり、パラリンピックのトライアスロン競技も含まれている。 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		<ul style="list-style-type: none"> ・大枠合意において、役割分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 ・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC および IF 要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能。 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務は開催都市契約及び大会運営要件で求められているトライアスロン及びパラトライアスロン競技会場施設の整備であり、必要な業務である。 （令和 3 年 3 月 2 日 契約変更に伴う追記） ・本件は大会延期に伴い発生した部材レンタル延伸費用（12 ヶ月分）を増額するものであり、必要不可欠な変更である。 	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・コストコンサルによる金額妥当性検証を行い精査した価格であり、妥当な金額である。 （令和 3 年 3 月 2 日 契約変更に伴う追記） ・今回の増額費用は、部材レンタルの延伸費用のみであり、必要最小限であることを確認している。 	

	納 得 性	<p>・本事業は、特命随意契約を行うこととなっているが、事業者は当該トライアスロンのコース設計において豊富な知見を有しており、国内大会等での調整実績がある。競技や事業内容への相当の知見があることから、効率的かつ経費縮減が期待でき、本契約方法は支障がないと考える。</p> <p>(令和3年3月2日 契約変更に伴う追記)</p> <p>・部材レンタル延伸費用については、当初請求額から交渉を重ねて減額となっている。</p> <p>・今回の増額費用は、原契約の部材レンタル価格から割り返した場合の12月分の延伸費用よりも減額となっており、部材レンタル元の事業者は更なる減額には対応できない意向である。また、一旦返却した上で再度レンタルする場合との経費比較を行い、レンタルを延伸する方が安価であることを確認しており、今回の増額費用は妥当と考える。</p>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<p>・大卒の合意で公費負担とされた「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考え。</p> <p>(令和3年3月2日 契約変更に伴う追記)</p> <p>・V5 予算内であることを確認している。</p> <p>・大会延期に伴う追加経費は、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図っている。引き続き、経費が最小限となるよう抑制・削減に取り組む。</p>		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。